

メンターのための「メンター制度」実施ルール

- 「研究支援HP」に、「メンター・メンティ研修」の録画を公開していますので、遅くとも初回メンタリングまでに必ず受講してください。
- 企画課がメンティの希望や相談内容に応じて適切なメンターを決定し、メンター就任の依頼をいたします。その際、担当メンティのお名前、連絡先を伝えます。「初回メンタリング」については、メンティからメンターへ連絡して日時を決定することとしています。「初回メンタリング」の際に、メンタリングの目的、頻度、方法等の活動計画をメンティと確認してください。
- メンタリングは、1回 30 分程度、1ヶ月に2回まで、実施期間は3ヶ月です。3ヶ月を超えての実施はできません。
- メンタリングの実施形態は、メンター・メンティ両者合意のもと、対面、オンライン、メールまたは電話いずれの方法でも構いません。ただし、オンライン、メールまたは電話によって実施するときは、本学のアカウントまたは学内電話を利用してください。
- メンター制度の趣旨や目的を理解した上で、メンティとの信頼関係を築いてください。また、メンタリングの過程で知り得た個人情報は、相手の同意なく他に漏らさないでください(守秘義務)。
- ハラスメントに係る相談があった場合には、本学の「ハラスメント相談窓口 学内相談員」と連携し対応してください。
- 実施期間終了後、アンケート調査へご協力ください。
- メンティとの間で問題が生じた場合は、企画課に相談してください。問題の解決が難しい場合は、メンターとメンティの関係を終了することができます。